

# 余 裕 教 室 活 用 指 針

平成18年3月

横 浜 市 教 育 委 員 会

## 目 次

### はじめに

#### 「余裕教室活用指針」の概要

I	余裕教室活用指針策定の目的	1
II	現状	
1	児童生徒数の動向	1
2	文部省（現 文部科学省）の「余裕教室活用指針」概要	2
3	本市の活用例	2
III	余裕教室活用指針	
1	指針の基本的考え方	
(1)	指針の適用範囲	2
(2)	施設整備水準の確保	3
(3)	学校の教室使用状況の公表	4
(4)	学校教育に支障のない範囲で積極的活用	4
2	余裕教室の定義	4
3	学校の施設整備水準と余裕教室	
(1)	基本的考え方	6
(2)	余裕教室活用に当たっての具体的な流れと優先順位	7
4	各学校の余裕教室活用計画の策定	7
5	区役所の調整	7
6	活用に当たって配慮すべき事項	
(1)	学校内の安全確保	8
(2)	使用許可条件等	8
(3)	経費負担	9
7	地域との連携	9

### 参考

義務教育人口推計（増加区順）	参考資料 1
文部省（現 文部科学省）の示したスペース活用例	参考資料 2
小学校施設整備水準	別表 1
中学校施設整備水準	別表 2
多目的室及び早期必要教室の必要性等について	別表 3
学校教育目的外使用施設一覧	別表 4

## はじめに

横浜市の児童生徒数は、小学校では昭和55年度の約28万7千人をピークに、平成17年度には約18万9千人（ピーク時の65%）に減少し、中学校では昭和61年度の約13万7千人が約7万2千人（ピーク時の53%）と減少しています。なお、小学校では平成12年度の17.6万人を下限として微増に転じておりますが、平成17年度の義務教育人口推計期間中（平成17年から平成23年）は、約19万人程度で推移すると予想されます。中学校も平成16年度の7.2万人を下限値として、現在、微増に転じています。

本市の学校は、地域との関わりを重視するなかで、全国に先駆けて昭和34年に小・中学校の校庭開放を始めました。以来体育館や図書室・音楽室などの特別教室の開放を進めてきました。

さらに平成2年度からは学校教育の充実に支障のない範囲で、余裕教室を活用して市民に身近な生涯学習・地域活動の拠点となる「コミュニティハウス」への転用を行ってきました。

平成5年4月文部省（現 文部科学省）は、児童生徒の学習・生活・交流スペースとしての活用、管理諸室の充実、学校開放支援スペースの検討、地域住民の学習活動への転用を柱とする「余裕教室活用指針」を通知しました。また、平成9年11月には地域の実情に応じ学校活動以外の施設への転用を一部認める弾力的な運営を盛り込んだ通知も行っています。

本市では、平成12年3月に、「横浜市余裕教室活用計画策定委員会」の検討を経て、またその後の学校週5日制や新学習指導要領への対応等教育環境の変化を踏まえた余裕教室の活用策を検討してきました。

その第一段階として、学校の施設は学校教育のために使用するのが目的であるため、平成16年3月に、学校教育として求められる施設整備水準を定めました。

その上で、このたび余裕教室活用指針を定め、学校教育の充実に支障のない範囲において余裕教室の積極的かつ有効な活用を行っていきます。

# 「余裕教室活用指針」の概要

**【目的・趣旨】**

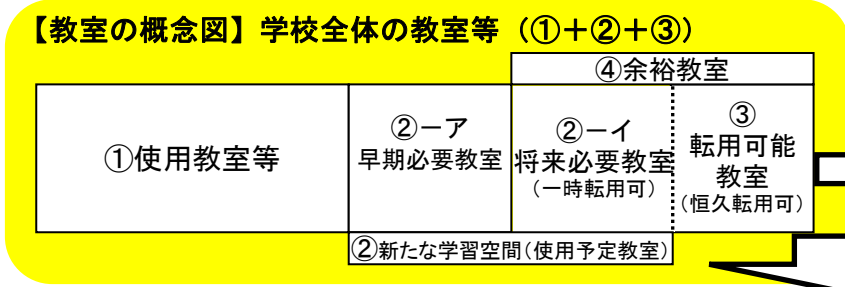
- 学校に必要な施設機能の確保と余裕教室の活用
- 既存公共施設として学校の余裕教室活用を推進
- 利用希望等への適切な対応

**【現状】**

- 児童数はピーク時より減少（児童、生徒数ともに現在は微増傾向）
- 国の基準に見合う教室の確保の必要性（コンピュータ室・地域交流室等）
- 学校教育目的外で余裕教室を活用（保育所分園・コミュニティハウス等）
- 余裕教室を活用した新規事業が進行中（放課後キッズクラブ事業、地域・学校防犯活動支援モデル事業）

**【基本的考え方】**

- 学校教育に必要な教室の確保
- 学校教育に支障のない範囲で積極的利用を図る
- 各年度に学校ごとの余裕教室状況を公表
- 学校施設を継続して学校教育以外に使う「施設区分型活用」に本指針を適用（学校開放は別途）
- 利用者等と各学校の調整と公平な対応  
※学級編制基準の変動等があった場合は見直し



**【学校の施設整備水準】**  
 <小学校>別表1  
 <中学校>別表2

## 【活用の優先順位】

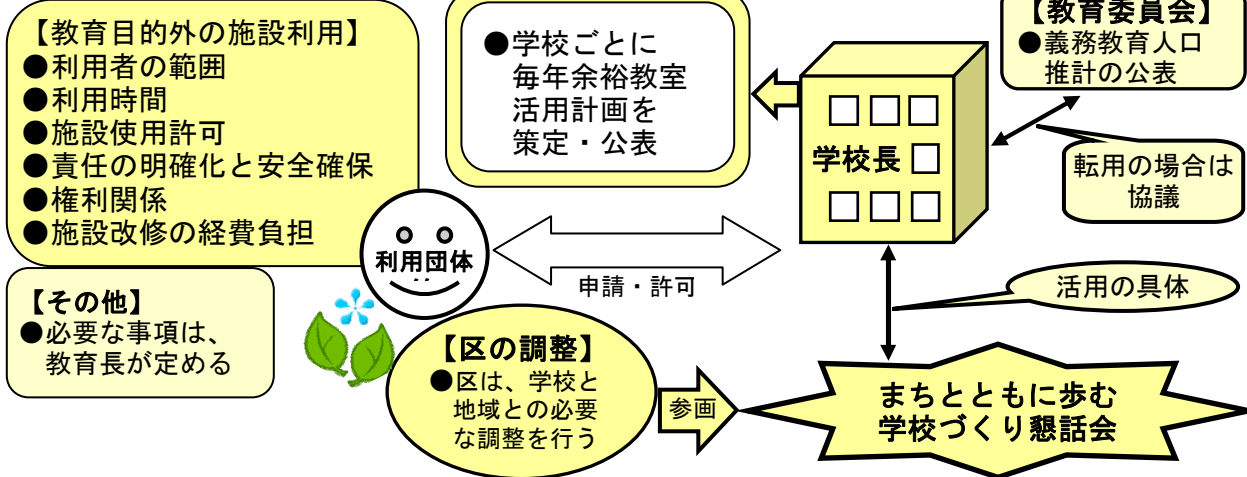
～～横浜市の場合～～

- ①早期必要教室への仕様変更
- ②将来必要教室への仕様変更は市と学校で調整
- ③将来必要教室は、学校教育に支障のない範囲内で変更までの間、利用可能
- ④学校長の裁量により活用

～～国の場合～～

- ①将来を含めた必要教室の確保(推計期間中)
- ②学習・生活・交流及び授業準備教室(更衣室・コンピュータ室・多目的室・ランチルーム・郷土資料室・ラウンジ等)
- ③管理スペース(相談室等)及び学校開放支援教室(会議室・PTA室等)、校舎撤去によるグラウンド等の拡張
- ④地域住民の学習活動のため、社会教育施設等への転用(市民図書・子育て広場等)

## 【概念図】



## I 余裕教室活用指針策定の目的

小中学校は、義務教育の必置施設として、児童生徒の学習・生活の場を設け、豊かな人間性を育むため、必要な整備が進められてきました。しかしながら近年の少子化により、一部の学校では学級数が減少し、余裕教室を持つ学校があります。

文部省（現 文部科学省）は、平成5年4月に「余裕教室活用指針」を定め、地域住民の学習活動の支援等のために学校施設の多機能化を図ることを可能としました。

学校の余裕教室の活用については、既存公共施設の有効活用の視点から、これを推進する必要があります。

貴重な社会資本である学校施設は、そのあるべき姿の基本にたつて、まず学校としての機能の充実を図ることはもちろんですが、その後になお施設に余裕がある場合には、地域住民の学習活動や地域交流活動の支援など、積極的活用が求められています。

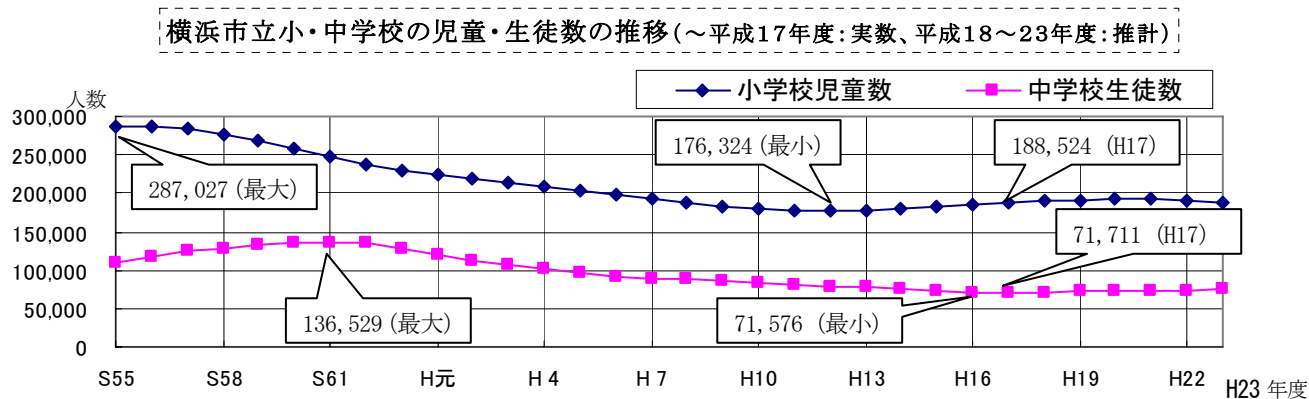
従来からも余裕教室を活用してまいりましたが、学校運営上必要な教室以外の余裕教室については、その情報を公開することなどにより、利用希望等に適切な対応ができるよう活用の考え方、基準及び手続きを示し、余裕教室の活用を推進するため、「余裕教室活用指針」を定めるものです。

## II 現状

### 1 児童生徒数の動向

本市の児童生徒数は、小学校では昭和55（1980）年度の約28万7千人を最大に平成17年度には約18万9千人（最大時の65％）に減少しています。しかし、平成12年度の17万6千人を最小として微増に転じており、平成17年度の義務教育人口推計期間中（平成17年から平成23年）は、約19万人前後で推移すると予測されます。

中学校でも、昭和61年（1986）年度の約13万7千人を最大に平成17年度には約7万2千人（最大時の53％）と減少していますが、平成16年度の7万2千人を最小として、現在微増に転じています。（グラフ参照）



また、行政区別にみると、小学校は9区で増加が見込まれ、全市においても1,511人、1％の増加傾向にあります。

中学校は12区で増加が見込まれ、全市においても4,531人、6％の増加傾向にあります。（参考資料1参照）

## 2 文部省（現 文部科学省）の「余裕教室活用指針」概要

文部省（現 文部科学省）は、平成5年度に「余裕教室活用指針」を定め、この中で『学校施設のあるべき姿の基本に立って、高機能化を図る積極的な活用計画を策定するとともに、地域住民の学習活動の支援等のため、学校施設の多機能化を図る必要がある。』としています。

さらにこの指針の中で『「余裕教室数の把握」として、

- ① 児童生徒数の予測に基づき、各学校ごとにおける将来の学級数の推計を行なうこと
- ② 学級数の将来推計等を勘案して各学校ごとに当面特定用途目的のスペースに改造せず留保しておく一時的余裕教室を設定すること
- ③ 活用を図るべき余裕教室数を各学校ごとに把握すること』

を示しました。

さらに、『基本方針の策定』を示した後に『学校施設としての活用』として、活用の具体的手法としての例示を行っています。この中で、

- ① 学習スペースとして多目的・コンピュータ学習・外国語科
  - ② 児童生徒の生活・交流としてランチルーム・更衣室
  - ③ 授業準備として教職員図書・教材教具作成
  - ④ 管理スペースとして相談・カウンセリング室
- などを挙げています。（参考資料2参照）

## 3 本市の活用例

横浜市として、学校教育目的外に余裕教室を活用しているものは、「別表4」のとおりです。これまでも学校の施設については、市立学校施設使用規則による余裕教室の活用や、学校開放事業等で学校運営に支障のない範囲で使用してきました。

## III 余裕教室活用指針

### 1 指針の基本的考え方

#### (1) 指針の適用範囲

○適用 「施設区分型活用」・・・学校施設を継続して学校教育以外の目的に使用。

×適用外 「時間区分型活用」・・・学校教育を行なう時間以外の土曜日、日曜日や夜間などに使用。

(例)・学校開放事業→「学校開放」関連の手引きによる。

・地域の運動会や投票所等の

一時的利用 →「市立学校施設使用規則」による。

また、この指針の適用に際して必要な事項は、教育長が定めるものとします。

	施設区分型活用	時間区分型活用（休日等利用）
活用の考え方	それまでの学校施設を物理的に区分し、学校とは別の機能を生じさせる	放課後、休日等学校活動を行なっていない際の、「空き時間」の利用による学校施設の活用
例示	防災備蓄庫 地域医療救護拠点 保育所 はまっ子ふれあいスクール※ 放課後キッズクラブ※ コミュニティハウス	1 体育系学校開放 校庭・体育館・プール 2 文化系学校開放 市民図書室、特別教室

※はまっ子ふれあいスクール及び放課後キッズクラブは放課後の児童活動のため、施設区分によらないものもあります。

## (2) 施設整備水準の確保

学校施設として必要な環境整備として定めた「施設整備水準」(別表1, 2)の確保を図ります。

なお、旧施設整備水準により整備された既設校についても、現行の施設整備水準に基づき、これらの多様な教育環境についてのニーズに対応するため、必要な教室を確保していきます。

### ～学習指導要領の改訂と教育環境の整備～

学習指導要領の改訂を受け、教育方法、学習方法は大きく変わってきました。このため、次のような学習空間の確保が求められています。

ア 学習内容ごとに違ったグループに分かれ、自然体験や社会体験、観察、見学、調査などの体験を行う総合的な学習や、学習集団の規模に応じた指導が展開できる多様な学習空間の確保。

(多目的室)

イ 基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させるための、チームティーチングや少人数、習熟度別など、個に応じたきめ細かな指導を行うための学習空間の確保。

(少人数指導室、T・Tルーム)

ウ 校内の情報ネットワークの整備や情報機器の導入をすすめ、児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度通信ネットワーク社会において生きる力を育てるための学習空間を確保。

(コンピュータ室)

## ◎学級編制の弾力化

現在、横浜市立小中学校の1学級は40人編制となっています。このため学級数の計算にあたっては、各学年の児童生徒数を40で除した数(余りが出た場合、切り上げた数)を学級数としています。しかし、平成15年4月文部科学省は地方の自主性を高める観点から、現行法の範囲内で、学級編制の一層の弾力化を行えるよう措置しました。(14文科初第1316号平成15年4月1日「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等について」初等中等教育局長通知)

これを受けて、神奈川県教育委員会も学級編制等の一層の弾力化を可能にし、本市では平成16年度より、小学校において規定定数(学級規模に応じた定数)の教員を活用した少人数学級編制や第1学年を対象にした少人数指導・T・T加配を活用した35人学級編制を可能としました。

### (3) 学校の教室使用状況の公表

教育委員会では平成16年度から義務教育人口推計を公表していますが、新たに基礎資料として、毎年度、各学校の教室使用状況を公表します。

学校ごとに異なる児童生徒数の増減傾向は義務教育人口推計で確認できるため、各年度の教室使用状況と義務教育人口推計を併せて確認することにより、近い将来の各学校の余裕教室状況が予測可能となります。

### (4) 学校教育に支障のない範囲で積極的活用

余裕教室の活用に当たっては、学校教育に必要な施設及び児童生徒の生活環境施設の整備を行ったうえで、「『まち』とともに歩む学校づくり」の観点から、学校教育に支障のない範囲において、積極的な活用を図ります。

## 2 余裕教室の定義

余裕教室に関する定義については、以下のとおりです。

学校全体の教室等・・・・現にあるすべての諸室 ①+②+③

①使用教室等・・・・施設整備水準に掲げる諸室のうち、現に設置されている諸室

ア 普通教室・・・・下記(ア)(イ)

(ア) 使用教室・・・・使用している教室

(イ) 予備教室・・・・現在は教室として使われていないが、学年途中の学級増等に対応するため、当面他の使用改造を留保している普通教室。  
義務教育人口推計期間中の最大学級数と現行学級数の差。

イ 個別支援教室・・・・小学校3教室、中学校3教室が標準(通級支援教室含む)

ウ 特別教室・・・・理科室・図書室・音楽室・図工室等

エ 多目的室・・・・少人数指導・習熟度別指導・総合的な学習・生活科等  
(※詳細は別表3)

オ その他諸室・・・・校長室・保健室等

②新たな学習空間

(使用予定教室)・・・・施設整備水準と比較して不足している教室を、教室名変更など軽易な仕様変更等をし、早期又は将来使用する教室(下記「ア」と「イ」をあわせた教室)。

ア 早期必要教室・・・・上記「②」のうち、必要性が高く早期に使用予定の教室  
【小学校】コンピュータ室・児童更衣室・カウンセリング室・  
地域交流室(4.5教室)

【中学校】外国語教室(英語)・進路指導室・生徒更衣室・カウ  
ンセリング室・地域交流室(6.5教室)

(※詳細は別表3)

イ 将来必要教室・・・・上記「②」のうち、「ア 早期必要教室教室」を除いた教室  
(学校により多様)



【小学校】教育相談室・特別活動室等

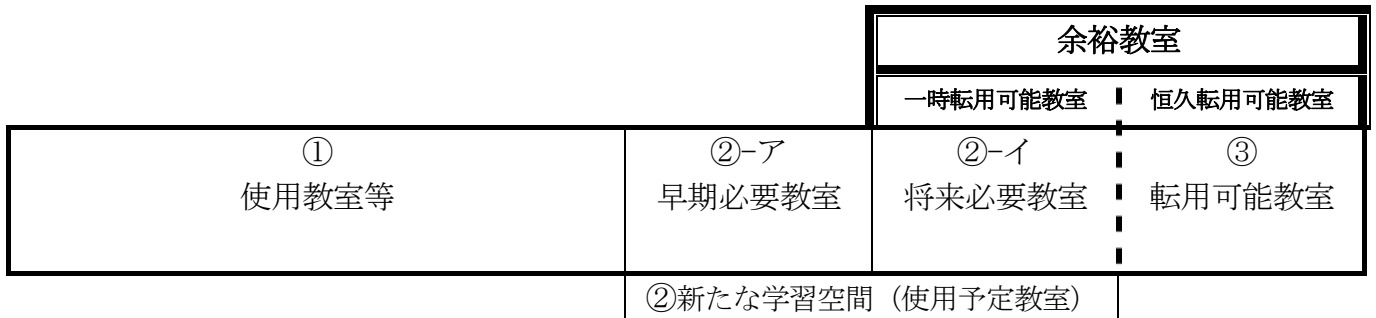
【中学校】特別活動室等

③転用可能教室・・・・・・・・ 上記①、②に当てはまらない、将来にわたって空き続けると見込まれる教室

※余裕教室・・・・・・・・ 上記①、②以外で当該校での利用予定がないと見込まれる教室  
上記「③」の転用可能教室を典型とし、「恒久転用可能教室」とする。これは学校として使用予定のない教室であり、教室復元を考慮せずに改修工事が可能。

ただし、上記「②-イ」将来必要教室は、仕様変更し、使用開始するまでの期間は活用が可能のため、「一時転用可能教室」として、余裕教室に含める。これは各学校の実情に応じ地域と調整の上、一時的に利用可能だが、将来必要教室として使用することとなった場合、余裕教室活用対象外の教室とする。

※概念図 学校全体の教室等 ①+②+③



### 3 学校の施設整備水準と余裕教室

(1) 基本的考え方

文部科学省

「小・中学校設置基準」や  
「小・中学校施設整備指針(H13.3改訂)」を制定

横浜市  
教育委員会

「横浜市小・中学校施設計画指針」  
(学校建築の理念を定めたもの)  
「横浜市小・中学校施設整備水準(H16.3策定)」  
(教室等の整備水準を定めたもの)

#### 新設校

開校後の児童生徒数を推計して近い将来の教室数を算定し、これに対応する特別教室等を加えて学校全体の教室数を設定。

#### 既存校

建設時に、現行の施設整備水準を適用していないため、現在必要となっている多目的室やコンピュータ室等は、各学校の裁量で予備の教室を活用しています。

開校後の児童生徒数は、出生や転出入をもとにした学年進行によって毎年増減があります。

児童生徒数が増加している地域では、校舎の増築や仮設教室の設置などにより、児童生徒の受け入れを行う一方、減少している地域では、普通学級数の減により教室に余裕の生じている学校もあります。

余裕教室の活用に際しては、今回学校として必要な施設の水準として早期必要教室を定めていますので、当面ここまでは学校教育に必要な教室として使用していきます。

早期必要教室へ変更後、なお教室に余裕を持つ学校(※)は、これを活用していくものとします。

施設整備水準については、「別表1」「別表2」のとおり。

①別表1 <小学校> 施設整備水準

②別表2 <中学校> 施設整備水準

横浜市为学校は、一定面積での教室を単位としての設計を標準としています。

## (2) 余裕教室活用に当たっての具体的な流れと優先順位

余裕教室を活用するに当たっては、原則として以下の順位に従って検討するものとします。

ア 余裕教室活用の前に、施設整備水準のうち「早期必要教室」への変更を順次決定します。この場合、具体的にどの教室等をどのように利用するかは、学校長の裁量によります。

イ 毎年度、5月に教室使用状況調書を作成し、市教委へ提出します。

ウ 市教委はこれらを集計し、教室の使用状況や余裕教室の状況を公表します。

エ 「早期必要教室」への変更予定の目途がたち、なお教室に余裕のある学校は、その余裕教室について「将来必要教室」や、「別表4」など学校教育以外の利用への変更を考慮します。この場合は、各学校の実情により「まちとともに歩む学校づくり懇話会」など、学校に係る地域関係組織と調整のうえを行います。

オ さらに、余裕教室のうち「一時転用可能教室」は、学校教育に支障のない範囲で学校教育以外の利用を検討します。この場合も上記地域関係組織との調整を経たうえで行います。

カ 「恒久転用可能教室」は、学校教育としての使用を行わない教室であり、財産処分を必要とする場合もあるため、その転用にあたっては、学校独自に判断するのではなく、施設管理課など市教委関係課と調整のうえ、決定します。(詳細後述)

### (転用例)

一時転用可能教室	はまっ子ふれあいスクール・防災備蓄庫・PTA会議室・市民図書室等
恒久転用可能教室	コミュニティハウス・保育園・放課後児童キッズクラブ等

## 4 各学校の余裕教室活用計画の策定

### (1) 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」など、学校に係る地域関係組織の活用

余裕教室活用の具体案は、各学校に設置されている「まちとともに歩む学校づくり懇話会」などにおいて協議します。この際、必要に応じて区役所も参画します。

### (2) 各学校の余裕教室活用計画の策定

余裕教室を持つ学校長は、義務教育人口推計を基に、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」等での協議を踏まえ、毎年度余裕教室活用計画を策定し、公表します。

## 5 区役所の調整

区役所は、余裕教室の活用に際して、学校と地域の間において必要に応じ調整を行いません。

特に、余裕教室利用団体等(以下「利用団体」とします。)が複数となる場合などは、その優先順位の調整を行なうことなどが想定されます。

## 6 活用に当たって配慮すべき事項

### (1) 学校内の安全確保

児童生徒をはじめ学校施設内の安全確保は最優先される事項です。このため、まず学校が行なう安全対策に併せて、利用団体においても利用者の把握・特定、更には施設内での名札等の着用の義務付け、不審者対策など学校施設内の安全確保を率先する必要があります。

さらに、学校と利用団体との間の非常時通報・連携体制についても組織化しておく必要があります。

施設区分に際しても、学校の児童生徒と余裕教室利用者との動線について、安全面の視点からの検討・確認が必要です。

### (2) 使用許可条件等

#### 【一時転用可能教室・恒久転用可能教室共通条件】

ア 余裕教室の活用に当たっては、学校施設以外の利用を行なう場合は、利用団体が使用許可を得るなど所定の手続きが必要となります。使用許可については、横浜市公有財産規則及び市立学校施設使用規則によります。

また、建物の用途は学校と指定していますので、建築基準法などの法令で別の用途に制限を受ける場合があります。

イ 利用団体が使用許可を得て利用する場合は、恒久施設としての位置づけはできません。特に、既得権が生じないよう、使用許可に際しては十分留意する必要がありますので、利用団体にもこれを周知し、利用団体から確認の書面を受けるなどの必要があります。

ウ 不審者侵入防止の観点から、当該目的外使用が不特定多数の利用を前提としている場合は、管理スタッフを常駐させることとします。特定少数の団体利用の場合は、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」等を活用しながら情報収集することにより利用者が特定できますが、防犯上の観点から名札の着用をする必要があります。

#### 【一時転用可能教室使用条件】

ア 当該目的外使用が直ちに教室に復元可能な利用形態であること。よって原則的に改修工事は不可とします。

イ 学級増等により使用許可を取り消した場合でも市民ニーズ等の面から支障がないこと。

ウ その他「横浜市立学校施設使用規則」の規定を遵守できること。

#### 【恒久転用可能教室使用条件】

ア 国庫補助事業の財産処分について

学校施設は、国庫補助金を受けて用地を取得し、施設を整備してきました。このため、学校以外の用途に変更する場合は「財産処分」の手続きが必要です。

建物については「公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成9年11月20日文部省助成局長通知）、用地については「学校用地取得費補助金に係る

財産処分の承認等について」(平成11年4月文部省教育助成局長通知)により取り扱うこととなります。

次表に掲げる項目以外は補助金返還が生じる場合があります。

建物	ア 公共施設への転用に該当する場合 イ 建設から10年経過し、同一地方公共団体における公共用又は公共施設への転用
土地	ア 建物建設から60年経過後の処分 イ 建物建設から30年経過し、国が指定した種類の公共施設への転用であることを国に報告した場合 ウ 建物建設から10年経過し、営利を目的としない公共施設への転用について、国の承認を得た場合

※財産処分の承認に際しては、一部例外を除き、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付することとなります。

その際の納付金などの経費は、原因者である利用団体の負担とします。

イ 許可に当たっては、総務課長、学校計画課長、施設管理課長、当該学校長、当該区学校支援・連携担当課長の合議により決定します。

### (3) 経費負担

ア 余裕教室の活用の際して、学校施設以外の利用に当たって施設改修が必要な場合には、利用団体が改修費及び補助金返還相当額を負担するものとします。

維持管理にかかる経費についても同様です。

イ 児童生徒数の増加等のため教室として再度利用する必要が生じたとき、又は使用期間が終了したときは、利用団体は施設を原状に回復しなければなりません。このような場合は、教育委員会と利用団体において、原状回復の方法等について協議して決定するものとします。

## 7 地域との連携

すでに記載したとおり、「『まち』とともに歩む学校づくり」を進めている本市では、学校・保護者・地域が協力して特色ある学校づくりを進めています。

このような中で、余裕教室の活用についても、地域の皆様と意見交換を行ないながら、よりよい活用の具体策を見出していくことが大切です。このため、各学校で「まちとともに歩む学校づくり懇話会」などの学校に係る地域組織と協働し、これと連携していくなかで、地域の核としての学校が教育のみならず、生涯学習や地域活動などいろいろな活動の拠点としての位置づけを強めていくことが大切です。

義務教育人口推計（増加区順）

参考資料 1

※平成18～23年：急増を含む推計値

※<>は個別支援学級で、外数

小学校

区名		児童数							増減数 (23年-17年)	率(%) (23年/17年)
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年		
鶴見	児童数	12,533 <143>	12,947	13,149	13,412	13,775	13,879	13,997	1,464	112
	学級数	380 <46>	385	385	391	402	407	412	32	
港北	児童数	14,849 <153>	15,561	15,770	15,965	16,125	16,154	16,196	1,347	109
	学級数	453 <49>	471	473	478	481	479	478	25	
戸塚	児童数	13,866 <161>	14,512	14,569	14,911	14,989	15,053	14,812	946	107
	学級数	433 <55>	446	449	457	458	457	452	19	
中	児童数	4,567 <61>	4,806	4,862	5,006	5,182	5,293	5,286	719	116
	学級数	141 <20>	146	151	153	158	161	162	21	
神奈川	児童数	8,688 <109>	8,857	8,983	9,182	9,301	9,304	9,339	651	107
	学級数	280 <39>	281	284	289	290	290	291	11	
西	児童数	3,124 <46>	3,220	3,347	3,447	3,554	3,656	3,720	596	119
	学級数	103 <16>	104	109	113	115	116	118	15	
栄	児童数	6,177 <74>	6,386	6,413	6,493	6,602	6,611	6,625	448	107
	学級数	201 <30>	204	205	208	210	208	207	6	
緑	児童数	9,900 <112>	10,409	10,502	10,626	10,597	10,563	10,317	417	104
	学級数	308 <37>	316	317	320	320	319	312	4	
青葉	児童数	18,348 <205>	19,112	19,256	19,392	19,216	18,965	18,485	137	101
	学級数	553 <64>	562	565	567	565	559	543	▲ 10	
南	児童数	8,577 <152>	8,721	8,654	8,719	8,648	8,620	8,486	▲ 91	99
	学級数	278 <39>	273	272	277	274	271	266	▲ 12	
磯子	児童数	7,504 <102>	7,675	7,612	7,576	7,516	7,526	7,383	▲ 121	98
	学級数	242 <32>	243	240	239	239	237	233	▲ 9	
瀬谷	児童数	7,526 <80>	7,610	7,605	7,666	7,641	7,595	7,372	▲ 154	98
	学級数	226 <23>	225	225	223	224	223	218	▲ 8	
泉	児童数	8,927 <98>	9,069	9,004	9,041	8,912	8,837	8,620	▲ 307	97
	学級数	278 <35>	277	275	277	275	275	266	▲ 12	
都筑	児童数	14,630 <130>	15,202	15,408	15,508	15,184	14,843	14,280	▲ 350	98
	学級数	432 <43>	442	451	449	440	433	421	▲ 11	
金沢	児童数	11,037 <129>	11,189	11,012	10,921	10,834	10,707	10,320	▲ 717	94
	学級数	341 <45>	344	335	335	337	335	330	▲ 11	
港南	児童数	11,730 <132>	11,724	11,666	11,588	11,304	11,091	10,803	▲ 927	92
	学級数	366 <46>	366	367	366	359	354	344	▲ 22	
保土ヶ谷	児童数	10,568 <99>	10,589	10,555	10,415	10,184	9,880	9,546	▲ 1,022	90
	学級数	327 <40>	327	323	318	315	309	301	▲ 26	
旭	児童数	13,435 <138>	13,357	13,324	13,108	12,849	12,465	11,910	▲ 1,525	89
	学級数	420 <56>	411	407	403	400	390	381	▲ 39	
計	児童数	185,986 <2,124>	190,946	191,691	192,976	192,413	191,042	187,497	1,511	101
	学級数	5,762 <715>	5,823	5,833	5,863	5,862	5,823	5,735	▲ 27	

義務教育人口推計（増加区順）

参考資料 1

※平成18～23年：急増を含む推計値

※<>は個別支援学級で、外数

中学校

区名		生徒数							増減数 (23年-17年)	率(%) (23年/17年)
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年		
都筑	生徒数	4,561 <42>	4,923	5,232	5,414	5,620	5,675	5,823	1,262	128
	学級数	125 <14>	136	142	146	149	150	153	28	
青葉	生徒数	5,683 <63>	5,859	6,206	6,409	6,625	6,610	6,726	1,043	118
	学級数	159 <20>	164	173	178	182	182	185	26	
戸塚	生徒数	5,640 <73>	5,855	5,969	6,029	6,120	6,111	6,314	674	112
	学級数	159 <21>	162	166	166	171	174	177	18	
港北	生徒数	5,000 <70>	5,190	5,290	5,320	5,421	5,532	5,655	655	113
	学級数	138 <18>	143	145	146	148	153	156	18	
緑	生徒数	3,500 <42>	3,637	3,709	3,749	3,828	3,839	3,946	446	113
	学級数	96 <13>	100	103	104	106	107	109	13	
瀬谷	生徒数	2,959 <36>	2,998	3,078	3,067	3,131	3,089	3,269	310	110
	学級数	83 <10>	85	87	85	86	84	89	6	
泉	生徒数	3,792 <44>	3,866	3,954	3,946	3,973	3,961	4,066	274	107
	学級数	103 <13>	103	106	108	111	111	113	10	
鶴見	生徒数	4,850 <64>	4,928	4,916	4,907	4,877	4,943	5,066	216	104
	学級数	137 <19>	136	135	136	136	138	139	2	
港南	生徒数	4,636 <51>	4,707	4,738	4,716	4,705	4,687	4,766	130	103
	学級数	130 <16>	130	129	130	132	134	136	6	
神奈川	生徒数	3,469 <38>	3,438	3,501	3,472	3,500	3,466	3,596	127	104
	学級数	96 <14>	96	97	94	95	95	99	3	
西	生徒数	1,072 <15>	1,046	1,073	1,078	1,079	1,071	1,116	44	104
	学級数	32 <6>	32	33	33	34	34	35	3	
旭	生徒数	5,414 <77>	5,426	5,408	5,362	5,315	5,380	5,446	32	101
	学級数	155 <25>	154	155	158	153	154	155	0	
磯子	生徒数	2,895 <42>	2,897	2,973	2,937	2,947	2,840	2,856	▲ 39	99
	学級数	82 <14>	84	84	83	82	78	78	▲ 4	
中	生徒数	1,809 <21>	1,803	1,757	1,699	1,716	1,672	1,740	▲ 69	96
	学級数	55 <8>	52	50	49	49	48	50	▲ 5	
保土ヶ谷	生徒数	4,454 <47>	4,487	4,442	4,383	4,382	4,402	4,376	▲ 78	98
	学級数	124 <15>	125	122	121	121	122	122	▲ 2	
栄	生徒数	2,269 <21>	2,251	2,183	2,070	2,070	2,123	2,157	▲ 112	95
	学級数	68 <10>	67	65	60	61	63	65	▲ 3	
南	生徒数	3,842 <43>	3,746	3,691	3,651	3,678	3,638	3,686	▲ 156	96
	学級数	108 <14>	106	103	102	102	100	101	▲ 7	
金沢	生徒数	4,743 <55>	4,674	4,655	4,641	4,575	4,488	4,515	▲ 228	95
	学級数	136 <19>	131	131	129	130	128	128	▲ 8	
計	生徒数	70,588 <844>	71,731	72,775	72,850	73,562	73,527	75,119	4,531	106
	学級数	1,986 <269>	2,006	2,026	2,028	2,048	2,055	2,090	104	

文部省（現 文部科学省）の示したスペース活用例

学 習

- ・多目的（ワーク、学習資料センター、教科センター等）
- ・図書（図書室、学年図書、メディアセンター等）
- ・コンピュータ学習
- ・生活科
- ・外国語科
- ・特別教室
- ・郷土資料室
- ・教材室

児童生徒の  
生活・交流

- ・ラウンジ
- ・ランチルーム
- ・部室
- ・更衣室

授業準備

- ・教職員図書
- ・教材教具作成

管 理

- ・相談・カウンセリング
- ・会議室
- ・教職員福利厚生

学校開放

- ・クラブハウス

校舎撤去

- ・（グラウンドの拡張）



## 小学校施設整備水準

&lt;凡例&gt; 1 = 1 教室分、2 = 2 教室分

	室名 (学級数による) (カッコ内の数字は学級数)	新設校 教室数	既存校		
			新たな学習空間 (使用予定教室)		
			早期必要教室	将来必要教室	
教室	普通教室	学級数			
	個別支援教室	3			
特別教室	第一理科室	2		使用予定教室のうち、 早期必要教室を除いた教 室で、学校毎に異なる	
	第二理科室 (2 4 ~)	2			
	第一音楽室	2			
	第二音楽室 (1 2 ~)	2			
	家庭科室	2			
	図画工作室	2			
	図書室	2			
	視聴覚室	1.5			
	コンピュータ室	2	2		
	教育相談室	0.5			○
	特別活動室	1			○
多目的室	多目的スペース (1 2 ~)	7		※ 左記の「○」は例示	
	(1 4 ~)	8			
	(1 7 ~)	9			
	(2 0 ~)	10			
	(2 4 ~)	11			
生活系	昇降口 (1 2 ~)	1.5		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><b>【注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設整備水準は、新設校と、既存校で同じとなる。</li> <li>●ただし、多目的室は異なる。既存校多目的室は、 (～19) 4 (20～) 6 の整備となる。</li> <li>●既存校多目的室は、スペースがあれば費用を伴わない整備ができるため、各学校の実情に応じた整備となる。</li> </ul> </div>	
	(1 8 ~)	2			
	(2 5 ~)	2.5			
児童更衣室	1	1			
管理系諸室	カウンセリング室	0.5	0.5		
	校長室	0.5			
	事務室	0.5			
	職員室 (1 2 ~)	1.5			
	(1 8 ~)	2			
	(2 5 ~)	2.5			
	保健室	1			
	保健相談室	0.5			
	放送・スタジオ室	1.5			
	会議室	1			
	印刷室	0.5			
	職員更衣室	0.5			
	技術員室	0.5			
	和室	0.5			
	職員玄関	0.5			
	変電・倉庫	1			
	教材教具室 (0.5 × 3)	1.5			
資料・耐火書庫	0.5				
地域交流室	1	1			
(1 6 学級規模)	16 + 44				
合計	= 60	4.5			

※合計数は平均規模である 1 6 学級で算定。

中学校施設整備水準

<凡例> 1 = 1 教室分、2 = 2 教室分

	室名 (学級数による) (カッコ内の数字は学級数)	新設校 教室数	既存校		
			新たな学習空間 (使用予定教室)		
			早期必要教室	将来必要教室	
教室	普通教室	学級数			使用予定教室のうち、 早期必要教室を除いた教 室で、学校毎に異なる
	個別支援教室	3			
特別教室	第一理科室	2			
	第二理科室 ( 9 ~ )	2			
	第一音楽室	2.5			
	第二音楽室 (1 5 ~ )	2			
	調理室	2			
	被服室	2			
	金工木工室	2.5			
	技術室	0			
	美術室	2			
	図書室	2.5			
	視聴覚室	1.5			
	コンピュータ室	2			
	教育相談室	0.5			
	外国語教室 (英語)	1.5	1.5		
特別活動室	1		○		
進路指導室	0.5	0.5			
社会科資料室 (旧教材教具室より)	1		○		
国語科資料室 (旧教材教具室より)	1		○		
数学科資料室 (旧教材教具室より)	1		○		
多目的室	多目的スペース (1 2 ~ )	7			
	(1 4 ~ )	8			
	(1 8 ~ )	9			
	(2 2 ~ )	10			
	(2 5 ~ )	11			
生活系	昇降口 (1 2 ~ )	1.5			
	(1 8 ~ )	2			
	(2 5 ~ )	2.5			
	生徒更衣室	3	3		
管理系諸室	カウンセリング室	0.5	0.5		
	校長室	0.5			
	事務室	0.5			
	職員室 (1 2 ~ )	1.5			
	(1 5 ~ )	2			
	(2 5 ~ )	2.5			
	保健室	1			
	保健相談室	0.5			
	放送・スタジオ室	1.5			
	会議室	1			
	印刷室	0.5			
	職員更衣室	0.5			
	技術員室	0.5			
	和室	0.5			
	職員玄関	0.5			
	変電・倉庫	1			
	教材教具室 (特別教室資料室へ)	0			
資料・耐火書庫	0.5				
地域交流室	1		1		
(1 5 学級規模)	15 + 57.5				
合計	= 72.5		6.5		

※ 左記の「○」は例示

【注意】

- 施設整備水準は、新設校と、既存校で同じとなる。
- ただし、多目的室は異なる。既存校多目的室は、  
 ( ~ 2 1 ) 4  
 ( 2 2 ~ ) 6  
 の整備となる。
- 既存校多目的室は、スペースがあれば費用を伴わない整備ができるため、各学校の実情に応じた整備となる。

※合計は平均規模である1 5学級で算定。

## 多目的室及び新たな学習空間に伴う早期必要教室の必要性等について

## 1. 多目的室

室名	主な用途	必要教室数	必要性等		標準仕様
多目的室	少人数指導用		用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導は、通常の学級単位よりも小さな学習集団で授業を行うことにより、一斉指導より丁寧な指導が実現し、一人ひとりの子どもの学習を一層充実することができる。なお、1つのクラスを複数の学習集団に分けることから、普通教室以外に別の教室が必要となる。</li> <li>・公立小中学校においては、現在40人を上限とする学級編制が基本である。その上で文部科学省は、きめ細やかな学習指導が行える少人数指導や習熟度別指導が展開できるよう、「第6次(H5～12年度)及び第7次(H13～17年度)公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を策定し、教職員定数を措置している。(国庫負担金制度の対象であり、定数が加配されている)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校での取組には差異があるが、小学校(国語・算数・理科ただし、加配教員が二人の場合は5教科)、中学校(英語・数学・理科)、全学年で取り組むことができる。現在、小中全校に最低1名の加配教員が配置されており、また中学校は全校複数の少人数加配やTT加配があることから、同時に2カ所で少人数指導が行われていることもあり、ほぼ毎日実施している。</li> <li>・週40時間程度実施。</li> </ul>	
	習熟度別指導用		用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの学習の状況に応じて、きめ細かに丁寧な指導をするため、また学級より小さい集団をつくって習熟度別に指導を展開するために、普通教室以外に指導教室の確保が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学年・全教科・学校における取組には差異はあるが、全学年、全教科で取り組むことができる。現在、小中全校に最低1名の加配教員が配置されており、また中学校は全校複数の少人数加配やTT加配があることや習熟度別指導の全校展開が進められていることから、学校によっては専科教諭等も加わって習熟度別指導が行われている。</li> <li>・小集団に分けた習熟度別指導の実施も多く、ほぼ毎日、週40時間程度実施</li> </ul>	
	総合学習用	4～6	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間における学習活動は、体験を通じた問題解決学習であり、様々な学習形態が生じてくる。また、内容や方法が多岐にわたるため、プレゼンテーションや発表の形態に応じた環境設定が可能で、継続的に子どもたちの学習活動を保障するための場が必要不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校3年～中学校3年の児童・生徒。</li> <li>・交流活動等における小学校低学年や異校種の児童・生徒。</li> <li>・およそ小学校3年～中学校3年の学級数×1～3時間程度</li> </ul>	
			普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの主体的な活動に対応して、さまざまな方法で取り組むために、学習内容や方法にふさわしい学習環境設定が必要であると共に、安全性確保の面からも普通教室では十分に対応することが困難である。</li> </ul>	
	生活科		用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活科は、身近な人々、社会及び自然に関して直接体験を重視した活動の中で、気づいたことや楽しかったことなどを、言葉、絵、動作、劇化等の学習活動を展開するために、座学を中心に行う通常授業とは異なり、ダイナミックな活動を保証するための場所や空間が求められる。学習内容・方法も多岐にわたり、児童の興味・関心に基づく幅広い学習活動、展開及び、活動の継続を保証するためにも不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1、2年の児童や個別支援学級の児童</li> <li>・幼保小連携交流授業実施時における近隣の幼稚園児、保育園児</li> <li>・およそ1、2年の学級数×1～3時間程度</li> </ul>	
			普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習内容は、地域と生活、公共施設の利用、季節の変化と生活、自然やものを使った学習など多岐にわたり、児童の興味・関心に基づく多様な体験的活動の保証のためには、通常使用している教室だけでは、十分に対応することは困難である。</li> </ul>	

## 2. 早期必要教室

	教室名	必要 教室数	必要性等		標準仕様
小学校	コンピュータ室	2	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領では、情報通信ネットワーク等の情報手段を適切に活用し学習活動の充実を図ることをすすめている。</li> <li>本市においても、教育用コンピュータ等の整備・更新等を計画的にすすめている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・OA機器</li> <li>・軽易な配線工事</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学年実施</li> <li>・生活科、総合的な学習の時間、社会科、理科などにおける調べ学習や、図工、家庭科等での使用頻度が高く、週相当数の時間が充当されている。</li> </ul>	
			普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常使用している普通教室では、学級の児童全員が限られた時間の中で情報教育の推進を図るには、相当の情報ネットワーク機器が常設されていることが求められるため、普通教室とは別の特別の場所が必要である。</li> </ul>	
	児童更衣室	1	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性差を大切にした児童の健全育成の推進を図ることや社会的マナーを身につける上で、体育時などの日常的な教育活動や水泳学習時における更衣場所の確保は重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッカー</li> <li>・間仕切り</li> <li>・その他</li> </ul>
			普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常使用している普通教室での男女一緒の更衣は、小学校(特に小学校中・高学年以上)・中学校ともに性差を大切にした教育の推進や、社会的マナーの獲得、短時間でのスムーズな更衣時間確保等の状況から困難である。</li> </ul>	
	カウンセリング室	0.5	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種々の家庭環境の状況や生活意識、価値観の多様化に伴う家庭状況等に起因した行動問題や軽度発達障害等本人の状況に起因する行動問題への対応、さらには、いじめ、不登校、虐待等の児童の個別的な指導などへの対応のためには必要不可欠である。また、学校復帰を目指す不登校生徒の学習空間としても利用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽度発達障害等に起因し学習面や行動面で著しい困難を示すと担任が判断した児童は6.5%(平均1クラスに2人)あり、それらの児童への個別指導や、子どもたちの様々な行動問題への対応等、相談件数や使用頻度が非常に多い状況にある。</li> <li>また、他の生徒等に聞いてほしくないようなことを担任や生徒指導専任等に相談できる空間として重要である。使用頻度は不定期ではあるが高い。</li> </ul>	
			普通教室で対応できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護やプライバシーの観点、個別的な指導やカウンセリング等に適切な対応を実施するためには、普通教室でできる状況にはない。</li> </ul>	
	地域交流室	1	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの安全にかかる学校防犯・防災の充実のためには、学校、保護者、地域が不断の連携・協働を強化していくことが強く求められる。このための「場」の確保はこれからの学校教育の充実を図る上で重要である。また、横浜教育改革会議第1回答申の概要に示された「開かれた学校づくり」に関わり、保護者・地域、卒業生等の様々な人が集う場所の確保は、本市の教育改革推進のためには不可欠の場である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
実施状況等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して日常的に使用する状況にある。</li> <li>・「学援隊」等、学校防犯にかかる地域・保護者や教育ボランティアが利用。</li> </ul>		
普通教室で対応できない理由			<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防犯、英語活動、読み聞かせ等の教育ボランティアなどの個別のミーティングや、連絡調整の場として、児童・生徒の教室とは別個の場の確保が求められている。</li> </ul>		

	室名	必要 教室数	必要性等		標準仕様
中学校	外国語 教室	1.5	用途	・英語教育の充実が求められており、英語の学習環境(様々な掲示物や教材、生徒の作品の掲示、資料や辞書等)を整え、様々な学習形態に対応するために、英語教室の設置が望まれる。 ・AET(外国人英語指導助手)が全校に配置・派遣されており、AETが休み時間や放課後等に生徒と自由に英会話をする場所としても活用されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施 状況等	・中学校においては、全学年、週3時間の必修授業の他、選択教科で英語を設定している学校も多い。また、習熟度別学習や少人数指導、グループ活動等、様々な形で活用されている。 ・小学校の英語活動推進校38校では、年間20時間程度英語活動を実施している。平成21年度には全校実施を目指している。	
			普通教室で 対応できない 理由	・英語の学習環境(様々な掲示物や教材、生徒の作品の掲示、資料や辞書等)を維持したり、習熟度別学習や少人数指導、グループ活動等、様々な学習形態に対応するためには普通教室ではむずかしい。	
	進路 指導室	0.5	用途	・個々の相談や面談活動が中心となるため、生徒や保護者が周りに気兼ねすることなく、落ち着いて安心して進路相談や進路面談等、進路指導をする場所の確保が求められる。 また、進路指導に関する様々な資料や冊子等の収集、保管や展示・閲覧する場所の確保も必要とされる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施 状況等	・全学年対象である。学年に応じた進路指導関係の書類、資料等を収集、保管し、相談活動等がない時はできるだけオープンにし、いつでもだれでも自由に利用できるスペースとして必要とされる。	
			普通教室で 対応できない 理由	・個人情報やプライバシー保護の観点から普通教室でできる状況にはない。	
	生徒 更衣室	3	用途	小学校に同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッカー</li> <li>・間仕切り</li> <li>・その他</li> </ul>
			普通教室で 対応できない 理由	小学校に同じ	
	カウンセ リング室	0.5	用途	小学校に同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
			実施 状況等	小学校に同じ	
			普通教室で 対応できない 理由	小学校に同じ	
	地域 交流室	1	用途	小学校に同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長机</li> <li>・椅子</li> <li>・資料棚</li> <li>・その他</li> </ul>
実施 状況等			小学校に同じ		
普通教室で 対応できない 理由			小学校に同じ		

## 学校教育目的外使用(本市施策関連)施設一覧

平成17年12月31日現在

施設名	小学校	中学校	計
コミュニティハウス (4～5教室程度)	60	24	84
はまっ子ふれあいスクール (1教室程度)	256		256
放課後キッズクラブ事業 (2～3教室程度)	18		18
地域医療救護拠点(医薬品備蓄) (1教室程度)	6	11	17
保育所分園 (2～3教室程度)	4		4
防災備蓄庫 (1教室程度)	96	42	138